

土浦市(指定)緩和型訪問サービス単価

基本部分		
イ	訪問型サービス費(独自)Ⅰ	事業対象者・要支援1・2 30分～60分までの生活援助サービスが必要とされた者 ※1回につき220単位 ※週1回程度。最大月6回まで
ロ	訪問型サービス費(独自)Ⅱ	事業対象者・要支援1・2 30分未満の生活援助サービスが必要とされた者 ※1回につき140単位。 ※週1回程度。最大月10回まで)
ハ	初回加算	1月につき + 200単位

: 支給限度額管理の対象の算定項目

※当面は生活機能向上連携加算, 介護職員処遇改善加算は設けない。

※原則は週1回程度のサービス利用とするが, 介護予防ケアマネジメントにより, 週1回以上のサービスが必要と認められるものは, 上記に記載する回数の範囲内での利用を可能とする。

また, 複数回のサービス利用が必要と認められる者は, 要介護・要支援認定申請, 区分変更等の検討を行うこと。